

令和2年3月6日 所得税法等の一部を改正する法律案に関する質問

立憲・国民新緑風会・社民
宮 沢 由 佳

立憲・国民新緑風会・社民の宮沢由佳です。

私は、共同会派を代表して、ただいま議題となりました「所得税法等の一部を改正する法律案」について質問いたします。

冒頭、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、感染され療養されておられる方々に、お見舞いを申し上げます。また、感染拡大防止や感染者の治療のために、日夜ご尽力されておられる全ての方々に心より感謝と敬意を表します。

さらに、子どもを預かっている各家庭、保育所や学童保育所、並びに高齢者施設において、ウイルス感染症予防のために最大限の注意を払っていただいていることにも心より感謝と敬意を表します。

改正案の各論に入る前に、税の使い道に関連して、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

来週にも新型コロナウイルス感染症に関する政府の緊急対策が発表されると伺っていますが、総理がおっしゃるように、2700億円超の今年度予備費活用だけですむのでしょうか。韓国では1兆円超の規模の補正予算を組むとの報道もあります。感染症対策や日本経済への影響などをどのように見込んでいるのでしょうか。甘い見通しではありませんか。総理の見解を伺います。

先日、「このような現状で、カジノをつくる準備をしている場合なのか。カジノの予算があったら、そのお金を、新型肺炎対策に使ったらどうだ」との意見をいただきました。私から「立憲民主党など野党共同会派と日本共産党は、新型コロナウイルス感染症対策として、そのようにできるよう衆議院でお願いしたが、与党ほかの反対でできなかった」とお答えしました。総理、この意見はもっともだと思われませんか。ご見解をお答え下さい。

カジノに関して、安倍内閣が適正に税金を使えるのか疑念を生じる報道がございました。看過できない記事です。萩生田大臣、あなたは「カジノから途中撤退した自治体に訴訟リスクがある」など、カジノ擁護とも思われる趣旨の発言を多くされています。どうしてもカジノをつくりたい萩生田大臣に伺います。IR法成立後、海外でカジノ事業関係者とお会いされたり、会話をされた事実はありますか。事実なら以下お答え下さい。そのとき誰と話されましたか。目的は何ですか。宿泊したホテルにカジノはありましたか。旅行の費用、飲食、ホテルまでの往復や現地での移動費、その他の費用は誰が支払ったのですか。お答え下さい。

大臣ご自身が支払ったのなら、総理のまねをせず、正々堂々、領収書をぜひ公開して下さい。大臣のご答弁をお願いします。

政府は、「小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援」を公表しました。子どもの面倒をみるために親が仕事を休んだ場合など、令和2年2月27日から3月31日の間において、日額上限8330円の助成を企業に行うものです。まず、この助成措置によって総額いくらの財源が必要になると見込んでいるのでしょうか。一般会計及び労働保険特会に関してそれぞれ見込み総額をお答え下さい。またその財源はどこから調達するのでしょうか。総理お答え下さい。

次にこの助成に関して対象となる子どもについて、総理に伺います。

なぜ、特定支援学校を除いた中学生以上を除外しているのでしょうか。

中学生以上だからと言って、風邪症状を呈している、新型コロナウイルスに感染したかもしれない子どもを残して仕事に出る親の気持ちを想像してみてください。あまりにも親の気持ちをないがしろにした冷たい政策です。中学生以上も対象となる子どもに加えて下さい。

また、幼児教育保育無償化の適用外施設に通う子どもは対象となる子どもですか。お答え下さい。

この助成によって、対象となる全ての親の賃金が補償されるのでしょうか。日額上限8330円を超える賃金の場合、差額は事業者負担になると聞いています。そうであれば、事業者がこの助成の利用に消極的になる場合も考えられます。この場合、助成の対象者であるにもかかわらず、賃金補償が受けられないという事態が生じかねません。この助成の利用を促進するために政府はどのように取り組みますか。総理お答え下さい。

自営業やフリーランスの親は、今回の助成の対象ではなく、貸し付けを行うと伺いました。貸し付けはお金を返さなければなりません。なぜ親の職業で、一方は賃金補償される親、他方はお金を返却しなければいけない親と、収入補償で差を設けるのでしょうか。理由は何でしょうか。お子さんを持つ親の気持は、仕事でかわるわけがありません。総理お答え下さい。

次に、中小企業・小規模事業者への支援について伺います。「雇用調整助成金」を最大限活用することはもちろんですが、政府の要請に従った場合のキャンセル料や営業損などに関しても、全額は無理かもしれませんが、何らかの補償をすべきと思いますが、経済産業大臣、いかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

学校の一斉休校要請の影響で、給食に使われるはずの野菜や牛乳が余っていると伺いました。生産農家の皆さんの不安を一日も早く払拭していただきたいと思います。政府の対応

について農林水産大臣に伺います。併せて、感染症に関して外国産野菜の輸入等の影響も含め農産物の輸出入に関する対応策について、大臣に具体的に伺います。

また、新型コロナウイルス感染に関して、国民の不安につけこんだ、詐欺や、詐欺まがい行為、品薄の物品を転売目的で買い占める行為、国民を混乱に陥れる目的を持って根拠の全くないデマを流布する行為など、絶対に許すことのできない行為が現に行われているか、行われる可能性があります。政府として、このような行為にどのように対処するのか、またこのような行為を防止するために何を行うのか、総理ご答弁下さい。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの開催に関して質問します。

新型コロナウイルス感染拡大によっては、東京オリンピック・パラリンピックが予定通り開催されるのか、不安に思っておられる方も多いと思います。税金などを財源とした開催費用なども多額に及んでいます。開催が予定通りの場合、または延期される場合、中止の場合等、政府は経済へ与える影響などをそれぞれ検討しているのでしょうか。総理のご答弁を求めます。

それでは、所得税法等の一部を改正する法律案の各論について伺ってまいります。

まず、個人所得課税に関して、財務大臣に伺います。

今回、未婚の一人親について、従来の寡婦控除と同等の負担軽減措置が導入されていることは一歩前進だと思います。しかし、扶養する子どもの人数を控除額に反映しないのは何故でしょうか。財務大臣は衆議院本会議において、扶養控除や児童手当についても言及されながら、「子を扶養する方自身に生ずる追加的経費への配慮として設けるものであります」と答弁されています。扶養する者自身に生ずる追加的な経費は、扶養する子どもの数によって違うと思います。なぜ、子どもの数を考慮しないのですか。大臣のご答弁では、扶養控除や児童手当の制度趣旨が違うので理由にならないと思うのですが、財務大臣お答え下さい。

次にNISA改正について伺います。

今回、2階建ての新NISAを創設して、つみたて部分を1階とし、従来の一般NISAを2階として、積立て分散投資を促進するとしています。また、従来の、つみたてNISAの期間を更に5年延長しています。経済社会の構造変化を踏まえた措置とのことですが、背景に若者の利用を促進する狙いがあると伺っています。仮につみたてNISAを利用した場合、非課税期間20年で年上限40万円までとのことですが、20年×40万円で800万円です。金融庁が報告し撤回した2000万円に届きません。これからの若い世代は老後にもっと個人貯蓄が必要との声もあります。財務大臣、つみたてNISAを利用しても、不足分1200万円です。国民、そしてこれからNISAを利用する若者は、1200万円不

足分をどうしたらよいのですか。お答え下さい。

法人課税、新たに創設されるオープンイノベーション促進税制について伺います。

この税制ですが、ベンチャーに投資したら株式の取得価額の25%を所得控除するものです。通常、利益が出たら減税措置が取られる手順だと思いますが、この税制は、投資したら直ぐに減税とかなり特殊な制度です。なぜ、このような特殊な減税制度としたのですか。ベンチャーに多額を投資して、多額の減税の恩恵を受けることができるのは大企業だけではないでしょうか。

ベンチャー育成には反対しませんが、国民には消費税率引き上げをお願いしておいて、大企業への優遇税制を更に導入するのはいかがなものでしょうか。財務大臣、ご答弁をお願いします。

今、「更に」と申し上げたのは、金融所得の多くが分離課税の対象になったままであり、政府は富裕層優遇税制を全く是正していないからです。政府は、金融所得の税率を10%から20%にしたとアリバイ作りをしています。金融資産の多い富裕層ほど所得税の実質負担が少ないという逆進性は全く改善されていません。税の再分配機能強化を図るためにも、金融所得の総合課税化や税率引き上げなどを導入すべきと考えますが、財務大臣より政府の見解を求めます。

次に子育て支援税制について伺います。

今回、認可外保育施設の乳幼児5人以下の施設と、ベビーシッター利用料に関して消費税を非課税にする措置が盛り込まれています。

もう一步進めて、やむを得ず公費の支援のない認可外保育施設やベビーシッターなどを利用する場合、費用の一部を控除対象とすべきだと思いますが、なぜ、消費税は非課税にして、控除を認めないのでしょうか。財務大臣のご答弁を求めます。

消費税について伺います。

軽減税率について、キャッシュレス・ポイント還元制度と相まって現場は大変混乱しています。軽減税率が消費税の逆進性対策に全く意味がないことは現状を鑑みると明白です。軽減税率制度について早期に抜本的見直しを行うつもりはありますか。財務大臣のご答弁を求めます。逆進性対策として、軽減税率の代わりに、給付付き税額控除を検討してはいかがでしょうか。併せて財務大臣に伺います。

2023年10月に導入されるインボイス制度について伺います。インボイス制度により免税事業者が取引できなくなる恐れがある、また事業者の事務手続の負担が大きい等の問題点があります。いくら準備期間や移行期間を設けていても、結局はインボイス制度によって、これまでのような取引ができない事業者が出るリスクがある以上、まずは導入を中止し、事業が継続されるために必要な取り組みを、事業者の意見を反映しながら議論すべきと

と思いますが、いかがでしょうか。事業者は不安なのです。財務大臣のご見解を伺いたいと思います。

結びに、今回の改正案について申し上げたいことがございます。改正案は一步前進として中には評価できるものもありますが、前進と言っても進み具合が全く小さいものです。また相変わらず富裕層・大企業優遇税制に関しては促進する内容となっています。

アベノミクスにより、所得格差、資産格差がますます拡大している現状を考えると、格差是正を踏まえた税制にカジをきる必要があります。また、今はまさに、多様性を認め合う社会への転換を図るため大切な時期です。そのための税制にシフトしなければならない時期です。

それにもかかわらず、今回の改正案は、今の時代に求められる税制のあり方についての視点が欠如しています。金融所得課税や法人課税をはじめとする不平等な税制の見直し、消費課税のあり方、所得再分配機能の強化やジェンダー平等推進の観点からの控除全体の見直しなど、税制の全体像を見据えた抜本的な改革からは程遠い、小手先の改正内容です。

私たち大人のツケを回すことなく、格差のない多様性を認め合う未来を子どもたちに引き継いでもらえるように、これからの税制を改正すべきです。総理のご所見をお伺いして、わたくしの質問を終わります。ありがとうございました。